

奈良県外国出願促進支援事業実施要綱

（目 的）

第1条 公益財団法人奈良県地域産業振興センター（以下「当財団」という。）は、県内の中小事業者が取り組む外国出願・海外展開を一層促進するため、この要綱の定めるところにより、経済産業省の補助事業として当財団が実施する奈良県中小企業等海外展開支援事業（海外出願補助金）（以下「奈良県海外展開支援事業」という。）の交付決定を受けた者に対し、奈良県（以下「県」という。）からの補助を受けて奈良県外国出願促進支援事業（以下「県出願促進事業」という。）を実施する。

（補助対象者）

第2条 県出願促進事業の補助対象者は、奈良県海外展開支援事業の交付決定を受けた事業者であって、奈良県税の滞納がない者とする。

（補助対象事業）

第3条 県出願促進事業の補助対象事業は、奈良県海外展開支援事業の交付決定を受けた事業とする。

（補助対象経費）

第4条 県出願促進事業の補助対象となる経費は、奈良県海外展開支援事業で交付決定を受けた対象経費のうち事業者負担となった額を対象とする。

（補助率及び補助限度額）

第5条 県出願促進事業の補助率は、奈良県海外展開支援事業で交付決定を受けた対象経費のうち自己負担額（但し奈良県海外展開支援事業で確定通知を受けた額を上限とする。）の2分の1以内とする。なお、交付額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助事業の採択基準）

第6条 補助事業の採択にあたっては、県予算の範囲内で、奈良県海外展開支援事業の審査会で評価点数の高かった上位の事業から、順次採択するものとする。なお予算の都合により、公募を2回以上行った場合は、その時点の予算の範囲内で順次採択するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、奈良県海外展開支援事業の補助金を受けて外国特許庁へ出願しようとする内容、対象経費、その他必要な事項を記載した申請書（第1号様式）に、当財団の理事長（以下「理事長」という。）が定める書類を添付し、理事長に対して、その定める期日までに提出しな

ればならない。

- 2 交付申請者が補助金の交付を申請するにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時に消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第8条 理事長は、前条による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、奈良県海外展開支援事業で交付決定を受けた経費を基礎として、その2分の1以内で補助金の交付を決定する。

- 2 理事長は、交付申請者が次の各号のいずれかに掲げる者であるときは、補助金の交付の決定をしないものとする。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

- 3 理事長は、第1項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

（補助金の交付決定通知）

第9条 理事長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及び条件を付した場合にあってはその条件を交付申請者に書面により通知（第2号様式）するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 前条により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から10日以内に理事長に対し申請の取下げ（第3号様式）をするものとする。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（計画変更の承認等）

第11条 奈良県海外展開支援事業において、事業の計画変更（等）承認を受けた場合、

当該計画変更（等）承認通知書の写しを理事長に提出しなければならない。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第12条 理事長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により、特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合とする。

（1）天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

（2）補助事業者に仮差押え、仮処分、破産、民事再生、整理、特別清算又は会社更生の申立ての事実が生じた場合。

（3）補助事業者が租税公課について滞納処分を受けた場合。

（4）補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業者が補助事業を遂行することができない場合。

（5）第8条第2項各号に掲げる者と判明した場合。

3 第9条の規定は、第1項の規定による取消し又は条件変更をした場合について準用する。

（補助事業の遂行）

第13条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他本要綱等に基づく理事長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、奈良県海外展開支援事業で定められた実績報告書の提出日までに、補助事業実績報告書（第4号様式）に、奈良県海外展開支援事業の報告書の写し及び必要な書類を添えて理事長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 理事長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、書面等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定（第5号様式）し、当該補助事業者に対して通知する。

（補助金の精算）

第16条 補助事業者は、補助金の額が確定されたときは、補助金精算払い請求書（第6号様式）を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の請求内容に不備がある場合を除き、遅滞なく補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第17条 理事長は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき、第8条第2項各号に掲げる者に該当することが判明したとき、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等若しくはこれに基づく理事長の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第9条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金の返還）

第18条 理事長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（加算金及び延滞金）

第19条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合（閏年は平年と同様に扱う。）で計算した加算金を理事長に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合（閏年は平年と同様に扱う。）で計算した延滞金を理事長に納付しなければならない。

4 理事長は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(補助金の経理及び関係書類等の保存)

第20条 補助事業者は、補助金に係る経理について、収支を明確にした証拠の書類、帳簿等を整備し、かつ、これらの書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、当該事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、当該5年を超える期間とする。

(その他)

第21条 理事長は、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うため、本要綱に定める事項のほか必要な事項を定めることができるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月30日から施行する。

この要綱は、令和7年4月28日から施行する。

(様式一覧)

番 号	様 式 名	提出を要する事業	条文
第1号様式	交付申請書	全事業	第7条
第2号様式	交付決定通知書	(理事長が通知)	第9条
第3号様式	交付申請取下届出書	全事業	第10条
第4号様式	実績報告書	〃	第14条
第5号様式	額の確定通知書	(理事長が通知)	第15条
第6号様式	精算払い請求書	全事業	第16条